

令和2年（フ）第3841号
破産者 弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所
令和2年（フ）第3901号
破産者 川島 浩

東京地方裁判所 民事第20部合議係 御中

令和4年11月16日

第5回債権者集会報告書

破産管財人 弁護士 岩崎 晃

当職が破産管財人を務める標記破産事件における、令和4年6月1日に開催された第4回債権者集会以降の破産管財業務について以下のとおり報告する。

以下では、破産者弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所を「ミネルヴァ」、破産者川島浩を「川島」とそれぞれ表記する。

第1 元依頼者への対応

1 コールセンターにおける対応

第4回債権者集会以降も、債権者からの問い合わせに対応するため、破産管財人室においてコールセンターを開設し、平日の10時～12時、14時～16時の時間帯に電話による問い合わせを受け付けてきた。この間、コールセンターでは、派遣スタッフ2名のほか、午後は破産管財人代理1名が常駐するという体制をとっていた。

このほか、破産管財人室では、郵便物処理、破産債権届出書の管理、入力、チェック作業（添付資料のチェックを含む。）や記録返還請求への対応等の業務を行っている。

2 破産管財人等の閉鎖と閉鎖後の対応

近時、コールセンターへの債権者からの問い合わせ件数もそれほど多くはなく、破産管財人室における業務についても人手を要する事務作業は減少していることから、令和4年8月31日をもって破産管財人室及びコールセンターを閉鎖し、同年9月末日をもって破産管財人室にかかる建物賃貸借契約を終了した。

なお、債権者からの問合せ等については、引き続き従前の電話番号にて平日の14時～16時の時間帯に受け付けている。

3 ホームページでの情報発信

当職が本件破産手続のために開設した破産管財人室のホームページ（<https://iws-kanzai.jp/>）において、破産手続の進行に関する説明やFAQを掲載し随時更新し、引き続き情報開示に努めている。また、同ホームページにおいて、過去4回分の債権者集会の報告書のほか、本件破産手続に関する各種の書式（破産手続開始通知書等の送付依頼書、債権放棄の届出書、事件記録の返還請求書、住所変更の届出書、債権届出の委任状）を掲載し、債権者に利用を案内している。

4 預り資料の返還

ミネルヴァや川島が依頼者から預かっていた資料について返還依頼があった場合には、引き続き順次これに対応している。なお、返還請求にあたっては、破産管財人室のホームページに書式を掲載している事件記録の返還請求書を利用するよう案内している。

5 一部債権者から提起された訴訟への対応

これまでに報告したとおり、元依頼者の相続人である債権者3名（代理人は同一）から、当該債権者らとミネルヴァとの間で信託契約が成立し、ミネルヴァの預り金口座の預金が信託財産を構成したにもかかわらず、当職が当該預金を解約して破産財団に組み入れたことは不当利得にあたり、当該不当利得返還請求権は財団債権となるとして、合計410万円を支払うよう求める訴訟が福井地方裁判所敦賀支部に提起された。

当職としては、前記債権者らの主張は法的に認められるものではない旨を主張する

とともに、仮にこれを前提にした場合には、ミネルヴァが元依頼者からの預り金をどの口座で預かっていたかによって得られる配当額に差異が出るなど、元依頼者である債権者相互間に著しい不公平が生じる旨を指摘して、当該債権者らの請求について全面的に争ってきた。

この結果、令和4年3月24日に当該債権者らの請求をいずれも棄却する旨の判決を得ることができた。

同月31日に当該債権者らが名古屋高等裁判所金沢支部に控訴したため、訴訟は係属中であるが、9月13日に控訴審の審理が終結し、11月30日に判決が言い渡される予定となっている。

本訴訟の経過は次のとおりである。

令和2年11月25日	訴訟提起
令和3年1月7日	本訴訟の東京地方裁判所への移送申立て
令和3年2月12日	移送申立て却下
令和3年3月1日	本訴訟の福井地方裁判所・本庁への回付を上申
令和3年4月15日	福井地方裁判所・敦賀支部にて書面による準備手続期日 本訴訟が福井地方裁判所・本庁へ回付
令和3年6月16日	福井地方裁判所・本庁にて書面による準備手続期日
令和3年7月16日	弁論準備手続期日
令和3年8月25日	原告ら代理人が急遽都合が悪くなったとの理由で弁論 準備手続期日が取り消される。
令和3年9月1日	弁論準備手続期日
令和3年10月11日	弁論準備手続期日
令和3年12月6日	書面による準備手続期日
令和4年1月12日	弁論準備手続期日・口頭弁論期日
令和4年3月24日	判決言渡し（当職が勝訴）
令和4年3月31日	原告らが名古屋高等裁判所金沢支部に控訴
令和4年7月20日	控訴審 口頭弁論期日
令和4年9月13日	控訴審 弁論準備手続期日・口頭弁論期日
令和4年11月30日	控訴審 判決言渡し（予定）

これまでに報告したとおり、この訴訟の結果は、当該債権者らとの間の問題に留まらず、ミネルヴァの元依頼者である債権者全員に関係することから、訴訟の終局的な解決が図られない限り最後配当の実施は困難である。

第4回債権者集会以降も、破産管財人室に開設しているコールセンターへの問い合わせの大半が本訴訟の帰趨や配当の実施時期に関するものであり、当職としては、一部の債権者の対応によって、他の多くの債権者への配当が実施できない状況は極めて遺憾とするところである。

当職は、控訴審の審理においても、迅速な訴訟対応に努めるとともに、上記のような状況にあることを裁判所にも説明した上で、できる限り速やかに審理を進められるよう求めてきたところである。

第2 資産の換価・回収等の業務

1 弁護士報酬の回収

ミネルヴァが受任して破産手続開始前に終了していた交通事故の損害賠償請求事件（2件）について、ミネルヴァの保険会社に対する弁護士報酬の請求が行われていなかったことが、保険会社の指摘により判明した。当該弁護士報酬は、破産財団に帰属する債権となる。

そこで当職は、当時の事件記録を調査し、ミネルヴァが依頼者との間で締結していた委任契約書、破産法人の弁護士が当時稼動していた時間の明細書等の資料を保険会社に提出して、破産法人の保険会社に対する弁護士報酬を請求した。

その結果、保険会社より令和4年7月7日、弁護士報酬として1,034,640円が支払われ、当職は同額を破産財団に組み入れた。

2 第一東京弁護士会との関係

(1) ミネルヴァについて

ア 懲戒請求について

第一東京弁護士会からのミネルヴァに対する懲戒請求は係属中であり、かつ、令和3年11月1日付で新たな事由について同会から懲戒請求がなされたため、同会綱紀委員会から提出（提出期限同年12月8日）を求められた答弁書を令和3年11月29日付で提出した（従前から係属している事件についての答弁書の提出は求められていない）。

イ 会費免除について

第4回債権者集会において報告したとおり、第一東京弁護士会においては、以下のとおり、令和4年3月1日開催の臨時会員総会において、「第一東京弁護士会弁護士法人会員会規」の改正等の対応がとられた。

これにより、令和2年7月分以降の会費は、日本弁護士連合会のみならず、第一東京弁護士会についても免除されることとなり、すでに債権調査において認めることとなっている令和2年6月23日（破産手続開始決定日の前日）までの未納会費については破産債権として配当の対象となり、同月24日以降同月30日までの未納会費については、財団債権として今後弁済することとなる。

ウ 予納金

第一東京弁護士会はミネルヴァの破産手続開始の申立て（債権者申立て）の際に、予納金500万円を納付しており、その返還の時期等について今後協議を行う。

(2) 刑事告発について

これまでに報告しているとおおり、第一東京弁護士会からは、警視庁にミネルヴァ、川島らを弁護士法違反の事実で告発した旨の連絡を受けている。

その後、告発を受理した警視庁の担当部署からの捜査協力の依頼がなされており、順次対応している。

3 川島が申し立てた懲戒請求への対応

川島は、LVグループに所属する弁護士法人、司法書士法人等を対象に懲戒請求を行っており、現在も、調査が継続しているようである。

当職は、当職の把握する情報の範囲で各調査に対応している。

第3 破産管財人室の閉鎖

第1の2に記載のとおり、破産管財人室への問い合わせの電話や事務作業等が減少している状況に鑑み、令和4年8月31日をもって破産管財人室を閉鎖した。これに伴い、同年8月31日をもって派遣スタッフの派遣契約を解約し、同年9月末日をもって破産管財人室にかかる建物賃貸借契約を終了しており、今後はこれら賃料及び人件費は発生しないこととなった。

従前の破産管財人室で使用していた電話番号及びFAX番号をそのまま利用できるように手配しており、債権者からの問合せ等については、引き続き従前の電話番号にて、平日の14時～16時に受け付け、管財人代理が対応している。

また、ミネルヴァから引き継ぎ、破産管財人室において保管していた資料（元依頼者の事件記録を含む。）は、検索性リストを作成した上で倉庫業者に預託した。このため、今後、元依頼者から記録返還の依頼があった場合には、倉庫業者より取り寄せて返還することになる。

なお、従前の破産管財人室の住所宛の郵便物（破産者らの転送郵便物を含む）については、転送の手続きを行っている。

第4 債権届出・債権調査

1 債権認否の状況

第4回債権者集会にて報告したとおおり、当職が認める債権額は、下表のとおり、ミネルヴァについては合計3,021,858,716円、川島については合計3,025,401,686円（ミネルヴァとの連帯債務の合計に川島個人に対する債権を加えたもの）となっている。

表 1 債権認否結果概要

債務者による区分	区分	届出債権		認めない債権		認める債権		備考
		件数	債権額	件数	認めない債権額	全額認める件数	認める債権額	
川島に対する債権者	一般債権者	7	5,162,970	1	1,620,000	6	3,542,970	
		13	1,658,198	1	4,720	12	1,653,478	5件2,580,491,144円が減少
ミネルヴァに対する債権者 (川島が連帯債務)	依頼者債権者	3,042	2,930,868,490	0	0	3,042	2,930,868,490	2件452,118円が減少
		32	59,117,982	32	31,191,638	0	27,926,344	
		15	25,585,960	15	15,902,960	0	9,683,000	
		878	49,833,404	2	139,000	876	49,694,404	
		34	8,356,771	34	6,323,771	0	2,033,000	
合計(ミネルヴァ)		4,014	3,075,420,805	84	53,562,089	3,930	3,021,858,716	
合計(川島)		4,021	3,080,583,775	85	55,182,089	3,936	3,025,401,686	0

2 一般調査期間経過後の届出

第4回債権者集会にて報告した以降、1件について追加で債権届出書が当職宛に送付された結果、一般調査期間経過後、依頼者債権者より、合計14件17,843,079円の破産債権届出書が当職宛に送付されており、今後特別調査を実施するかどうかについて検討する予定である。

3 相続人による債権届出への対応

ミネルヴァの元依頼者である債権者について相続が発生し相続人と思われる者から債権届出がなされているケースや、過払金返還請求権を有していた者の相続人からミネルヴァが受任していたケースが一定数あり、これまで債権届出があったものの中でこれに該当するケースとして把握しているものは108件である(第4回債権者集会後に新たに1件が判明した)。

当職は、届出債権者に書面で順次連絡し、相続関係を明らかにする戸籍謄本等の提出、相続人が複数いる場合には債権届出をした相続人が配当金を受領する権限があることを示す資料(他の相続人からの委任状、遺産分割協議書など)の提出を求めてきた。また、これに対して応答がなく、当職が保管しているミネルヴァが元依頼者から預かっていた資料でも必要な情報が確認できない債権者については、再度、資料の提出等を促す書面を送付するなどして、相続関係の把握や届出債権者の配当金受領権限の確認に努めてきた。

しかしながら、現在でも、一部の債権者については相続関係の把握等ができておらず、これらの債権者については、配当金全額を供託する(相続関係が判明しなかった場合)、又は、届出債権者には法定相続分のみを配当してその余は供託する(相続関係は判明したが届出債権者による配当金受領権限が確認できなかった場合)という対応を取るようになる見込みである。

4 債権査定手続

次頁の表2のとおり、一部の債権者より破産債権査定の申立てがなされている。申

立てのあった件数は、当初、ミネルヴァの破産事件について 27 件、川島の破産事件について 24 件であり、前回債権者集会までに、ミネルヴァ・川島の破産事件とも 7 件の取下げがあったところである。

前回集会以降、係属中の件数・申立額に変化はない。

現在係属中の査定申立事件は、元依頼者からのもので、その内容は主としてミネルヴァに委任契約上の善管注意義務違反があったことなどを理由として、破産債権額は当職が認める額よりも多いはずだというものである。

当職は、ミネルヴァに残されていた顧客管理システムのデータやミネルヴァのサーバ内のデータを元に、準備書面を提出するなどして、これらの査定申立てに対する対応を行っている。

今後、審理終結に熟した事件から、査定決定がなされるものと思われる。

表 2 債権査定事件の状況

ミネルヴァの破産事件

	種別	件数	①当職の認めた額	②債権者の査定申立額
申立て	元依頼者	23	28,813,396	51,237,701
	LVグループ	4	0	2,580,491,144
	その他	0	-	-
申立後取下げ	元依頼者	-3	-217,000	-659,471
	LVグループ	-4	0	-2,580,491,144
	その他	0	-	-
合計		20	28,596,396	50,578,230

差額 (②-①) 21,981,834

川島の破産事件

	種別	件数	①当職の認めた額	②債権者の査定申立額
申立て	元依頼者	19	24,003,396	40,010,865
	LVグループ	4	0	2,580,491,144
	その他	1	0	1,620,000
申立後取下げ	元依頼者	-3	-217,000	-659,471
	LVグループ	-4	0	-2,580,491,144
	その他	0	-	-
合計		17	23,786,396	40,971,394

差額 (②-①) 17,184,998

第 5 財団債権

1 ミネルヴァについて

(1) 公租公課

公租公課については下表のとおり 5 件合計 7,617,366 円の交付要求等がなされて

いる。

表 3 公租公課一覧（ミネルヴァ）

No.	債権者名	合計
1	東京労働局	775,889
2	日本年金機構 港金事務所	1,956,130
3	芝税務署	3,505,083
4	佐久市役所	1,372,164
5	柏市役所	8,100
	合計	7,617,366

(2) その他

継続的契約（解除済み）に基づき発生した財団債権 243,642 円が存在する。また、前記のとおり、令和 2 年 6 月 24 日以降同月 30 日までの第一東京弁護士会及び日本弁護士連合会の未納会費については、財団債権として今後弁済することとなる。

2 川島について

(1) 公租公課

公租公課については下表のとおり 2 件合計 1,536,000 円の交付要求等がなされている。

表 4 公租公課一覧（川島）

No.	債権者名	金額
1	中野区役所	1,532,800
2	江東西税務署	3,200
	合計	1,536,000

(2) その他

継続的契約（解除済み）に基づき発生した財団債権 13,200 円が存在する。

第 6 現在の財団の状況

1 ミネルヴァについて

(1) 財産目録

ミネルヴァの破産手続開始決定日現在の財産目録は、資料 1・財産目録のとおりである。なお、「資産の部」については、第 4 回債権者集会における報告以降変更はない。

(2) 収支計算書

ミネルヴァの破産手続開始決定以降、令和 4 年 9 月 30 日までの現金の収支は、資料 3・収支計算書記載のとおりであり、第 4 回債権者集会における報告以降の収入支出の明細は以下のとおりである。

ア 収入の部

① 預金利息 (No.5)

破産管財人名義口座の預金利息として 4,689 円の収入を得た。以上より、預金利息は合計 19,514 円となった。

② 雑収入 (No.10)

ミネルヴァが債権者となっている債務者（個人再生手続中）にかかる再生計画に基づく弁済金 8,500 円、ミネルヴァが受任していた交通事故の損害賠償請求事件の弁護士報酬 1,034,640 円及び警視庁より受領したミネルヴァにかかる刑事告発事件の捜査協力費 10,000 円の合計 1,053,140 円の収入を得た。以上より、雑収入は合計 1,128,990 円となった。

③ 郵券売却代金 (No.13)

郵券 1,741 円を換金して財団に組み入れた。以上より、郵券売却代金は合計 5,038 円となった。

④ 保険解約返戻金 (No.15)

破産管財人室にかかる建物賃貸借契約を終了したことに伴って企業財産保険契約を解約し、解約返戻金 17,990 円を受領した。

イ 支出の部

① 賃料 (No.2)

破産管財人室運営にかかる賃料、共益費、電気代、水道料金の合計 1,485,050 円を支出した（令和 4 年 5 月ないし令和 4 年 9 月支払分）。以上より、賃料は合計 9,797,607 円となった。

② 通信費 (No.3)

送金手数料 5,346 円、プロバイダ料金 7,040 円及び通知等の郵送料 2,720 円の合計 15,106 円を支出した。以上より、通信費は合計 1,499,369 円となった。

③ 保険料 (No.5)

破産管財人室にかかる企業財産保険契約を更新し（その後建物賃貸借契約終了に伴い解約・「ア 収入の部④」）、保険料 20,770 円を支出した。以上より、保険料は合計 39,640 円となった。

④ 電話料金 (No.7)

破産管財人室の電話料金合計 72,354 円を支出した（令和 4 年 5 月ないし令和 4 年 9 月支払分）。以上より、電話料金は合計 405,369 円となった。

⑤ 倉庫費用 (No.8)

資料保管のための倉庫費用合計 137,870 円を支出した（令和 4 年 5 月ないし令和 4 年 9 月支払分）。以上より、倉庫費用は合計 450,749 円となった。

⑥ システム利用料 (No.10)

顧客管理システムの保守料金合計 475,750 円 (令和 4 年 5 月ないし令和 4 年 9 月支払分) を支出した。以上より、システム利用料は合計 2,855,050 円となった。

⑦ 補助者費用 (No.12)

破産管財人室にて勤務する補助者の派遣料 3,822,706 円を支出した。以上より、補助者費用は合計 26,783,794 円となった。

⑧ 事務用品費 (No.13)

文房具代 4,352 円及び複合機のパフォーマンスチャージ料 6,203 円の合計 10,555 円を支出した。以上より、事務用品費は合計 522,584 円となった。

⑨ ホームページ関連費用 (No.14)

破産管財人ホームページ作成・更新費用として 49,500 円を支出した。以上より、ホームページ関連費用は合計 297,000 円となった。

⑩ 管財人室開設費用 (No.15)

破産管財人室閉鎖に伴う什器搬出費用等 490,600 円並びに破産管財人事務所内にて電話等の管財事務が対応できる環境整備のために要した電話機器購入費用及び LAN 設置費用 715,000 円の合計 1,205,600 円を支出した。以上より、管財人室開設費用は合計 2,424,675 円となった。

⑪ 公租公課 (No.16)

第 2 期清算事業年度の税務申告に基づく法人住民税 70,000 円を支出した。以上より、公租公課は合計 12,567,400 円となった。

⑫ 旅費交通費 (No.18)

破産管財人代理の移動に要する費用 78,200 円を支出した。以上より、旅費交通費は合計 144,272 円となった。

2 川島について

(1) 財産目録

川島の破産手続開始決定日現在の財産目録は、資料 4・財産目録のとおりである。なお、「資産の部」については、第 4 回債権者集会における報告以降変更はない。

(2) 収支計算書

川島の破産手続開始決定以降令和 4 年 9 月 30 日までの現金の収支は、資料 5・収支計算書記載のとおりであり、第 4 回債権者集会における報告以降の収入支出の明細は以下のとおりである。

ア 収入の部

① 預金利息 (No.4)

破産管財人名義口座の預金利息として 48 円の収入を得た。以上より、預金利息は合計 201 円となった。

② 精算金 (No.3)

川島が東京都弁護士協同組合を脱退したことに伴い、持分 24,287 円が返還された。以上より、精算金は合計 1,304,807 円となった。

イ 支出の部

① 通信費 (No.3)

通知等の郵送料として 2,594 円を支出した。以上より、通信費は合計 14,304 円となった。

第 7 免責調査

川島の免責不許可事由の存否について、引き続き慎重に検討を行っている。

第 8 今後の管財業務

1 元依頼者から提起された訴訟への対応

第 1 の 5 に記載のとおり、元依頼者から提起された訴訟については、控訴審の審理が終結し、その判決言渡しを待っている状況にあり、当該判決の内容を踏まえて、引き続き適切に対応していく。

2 債権査定手続への対応

第 4 の 4 に記載したとおり、一部の債権者よりなされた債権査定手続に対応し、ミネルヴァ、川島のいずれの破産事件においても適切な負債の確定（破産債権の確定）に努める。

3 免責調査

第 7 記載のとおり、川島の免責不許可事由の存否について、引き続き慎重に検討する。

4 川島が申し立てた懲戒請求への対応

第 2 の 3 記載のとおり、川島は、LV グループに所属する弁護士法人、司法書士法人等を対象に懲戒請求を行っており、現時点においても、調査が継続しているようなので、今後も可能な範囲で協力する予定である。

5 日弁連被害者見舞金制度への対応

第 1 回債権者集会の報告書に記載したとおり、配当実施後に手続がなされる見込みであり、適宜対応する。

以上

添付資料

- 1 財産目録（ミネルヴァ）
- 2 破産貸借対照表（ミネルヴァ）
- 3 収支計算書（ミネルヴァ）

開始決定日＝令和2年6月24日現在
 (単位:円)

財産目録
 (第5回債権者集会)

資産の部

No.	科 目	簿価(R2.3.31時点)	換価金額	備 考
1	現金	321,167	5,040,981	引継ぎ予納金
2	預金	790,303,629	476,401,893	換価済み
3	売掛金	847,439,668	0	依頼者に対するもので、回収しない予定
4	仮払金	17,277,277	0	破産者川島浩に対するものであり回収困難
5	預け金	177,908	226,196	裁判所に対する予納金等を回収済み
6	建物	315,414,503	34,545,455	佐久物件・売却済み
7	土地	51,560,000	40,000,000	佐久物件・売却済み
8	什器備品	5,166,524	0	換価価値なし
9	営業権	129,585,170	0	事業譲渡を受けた法律事務所の営業権であり、換価価値なし
10	ソフトウェア	5,592,124	0	換価価値なし
11	差入保証金	20,000	0	佐久物件のセキュリティ契約に伴う差し入れ保証金。中途解約により没収され不存在。
12	更新料	1570835	0	換価価値なし
合計		2,164,428,805	556,214,525	

負債の部

No.	科 目	件数	金額	認める債権額	認めない債権額
1	財団債権(公租公課)	5	7,617,366		
2	財団債権(労働債権)	0	0		
3	財団債権(その他)	7	245,838		
4	優先的破産債権(公租公課)	0	0		
5	優先的破産債権(労働債権)	0	0		
6	普通破産債権 (依頼者・通常)	3,089	3,015,572,432	2,968,477,834	47,094,598
7	普通破産債権 (依頼者・停止条件付)	912	58,190,175	51,727,404	6,462,771
8	普通破産債権(一般)	13	1,658,198	1,653,478	4,720
9	【新規】普通破産債権 (依頼者・通常)	12	17,728,079		
10	【新規】普通破産債権 (依頼者・停止条件付)	2	115,000		
合計		4,040	3,101,127,088	3,021,858,716	53,562,089

開始決定日＝令和2年6月24日現在
(単位：円)

破産貸借対照表
(第5回債権者集会)

資産の部			負債の部		
No.	科 目	換価金額	No.	科 目	金額
1	現金	5,040,981	1	財団債権(公租公課)	7,617,366
2	預金	476,401,893	2	財団債権(労働債権)	0
3	売掛金	0	3	財団債権(その他)	245,838
4	仮払金	0	4	優先的破産債権(公租公課)	0
5	預け金	226,196	5	優先的破産債権(労働債権)	0
6	建物	34,545,455	6	普通破産債権(依頼者・通常)	2,968,477,834
7	土地	40,000,000	7	普通破産債権(依頼者・停止条件付)	51,727,404
8	什器備品	0	8	普通破産債権(一般)	1,653,478
9	営業権	0			
10	ソフトウェア	0			
11	差入保証金	0			
12	更新料	0			
	合計	556,214,525		合計	3,029,721,920

差引資産不足額(資産の部合計-負債の部合計)

-2,473,507,395

収支計算書
(第5回債権者集会)

収入の部		
No.	科目	金額
1	予納金	4,985,214
2	引継現金	55,767
3	預金	476,401,893
4	精算金	577,914,390
5	預金利息	19,514
6	有価証券	13,150
7	還付金	226,196
8	動産売却代金	1,102,600
9	不動産売却代金	74,545,455
10	雑収入	1,128,990
11	預り消費税	3,454,545
12	預り固都税	687,552
13	郵券売却代金	5,038
14	和解金	50,000,000
15	保険解約返戻金	17,990
合 計		1,190,558,294

支出の部		
No.	科目	金額
1	保証金	1,326,000
2	賃料	9,797,607
3	通信費	1,499,369
4	仲介手数料	2,769,099
5	保険料	39,640
6	電気料金	42,908
7	電話料金	405,369
8	倉庫費用	450,749
9	管財事務費	412,366
10	システム利用料	2,855,050
11	廃棄費用	3,047
12	補助者費用	26,783,794
13	事務用品費	522,584
14	ホームページ関連費用	297,000
15	管財人室開設費用	2,424,675
16	公租公課	12,567,400
17	支払手数料	23,067
18	旅費交通費	144,272
19	下水道料金	2,740
20	業務委託費	1,304,872
21	器具備品	1,191,740
22	破産管財人報酬	15,000,000
23	官報公告費	4,816
合 計		79,868,164

差引	1,110,690,130
----	---------------